

奈良県告示第四百三十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第四条第四項第三号の規定により同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が認める者並びに法第十五条第二号の規定により同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が認める者を次のとおり定め、令和二年三月一日から施行する。

なお、平成二十年十一月奈良県告示第三百三十号（建築士法第十五条第一号及び第二号と同等以上の知識及び技能を有すると知事が認める者を定める告示）は、令和二年二月二十九日限り廃止する。

令和二年二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 法第四条第四項第三号の規定により同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が認める者は、次に掲げる者とする。

1 次の表の上欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる科目を修めて卒業した後（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学の前期課程にあっては修了した後）、それぞれの区分に応じ、同表の下欄に掲げる年数以上の建築実務（法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学校教育法による大学又は 高等専門学校	令和元年国土交通省告示第七百四十九号 （以下「七百四十九号告示」という。） 第一第一号又は第二号に掲げる科目。た だし、七百四十九号告示第一第一号及び 第二号中「四十単位」とあるのは、「三 十単位」とする。	一年
	令和元年国土交通省告示第七百五十号（ 以下「七百五十号告示」という。）第一 第一号又は第二号に掲げる科目	二年

防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発短期大学校	七百四十九号告示第一一号又は第二号に掲げる科目			零年
	七百四十九号告示第一一号又は第二号に掲げる科目。ただし、七百四十九号告示第一一号及び第二号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」とする。			一年
	七百五十号告示第一一号又は第二号に掲げる科目			二年
	七百五十号告示第一一号又は第二号に掲げる科目。ただし、七百五十号告示第一一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」とする。			三年

注 この表の中欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号

）又は専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の規定の例によるものとする。

次の表の第一欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による

専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の第二欄に掲げる年数以上で、同表の第三欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の第四欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令（昭 和十八年勅令第三 十六号）による中 等学校	二年		一年	学校教育法による 中学校又は義務教 育学校
	七百四十九号告示第一一号又は第二号に掲げる科目	七百四十九号告示第一一号又は第二号に掲げる科目。ただし、七百四十九号告示第一一号及び第二号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」とする。	七百五十号告示第一一号又は第二号に掲げる科目	
	零年	一年	二年	三年
				四年

注 この表の第三欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の第一欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職

業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の第二欄に掲げる年数以上で、同表の第三欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の第四欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令によ る中等学校		学校教育法による 中学校又は義務教 育学校	
三年	一年	三年	二年
七百四十九号告示第一一号又は第二号に掲げる科目。ただし、七百四十九号告示第一一号及び第二号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」とする。	七百五十号告示第一一号又は第二号に掲げる科目	七百五十号告示第一一号又は第二号に掲げる科目	七百五十号告示第一一号又は第二号に掲げる科目。ただし、七百五十号告示第一一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」とする。
一年	二年	三年	四年

注 この表の第三欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

4 法第二条第五項に規定する建築設備士

5 その他知事が法第四条第四項第一号及び第二号と同等以上の知識及び技能を有す

ると認める者

二 法第十五条第二号の規定により同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が認める者は、次に掲げる者とする。

1 次の表の上欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の下欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

防衛省設置法による防衛大 学校又は職業能力開発促進 法による職業能力開発総合 大学校、職業能力開発大学 校若しくは職業能力開発短 期大学校	令和元年国土交通省告示第七百五十三号 (以下「七百五十三号告示」という。) 第一第一号又は第二号に掲げる科目	零年
学校教育法による高等学校 又は中等教育学校	七百五十三号告示第一第一号又は第二号 に掲げる科目。ただし、七百五十三号告 示第一第一号及び第二号中「二十単位」 とあるのは、「十五単位」とする。	一年

注 この表の中欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大
学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大
学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による
職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行
うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校
学習指導要領の規定の例によるものとする。

2 次の表の第一欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による
専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の第二欄に掲げる年数以上で、同
表の第三欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の第四
欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

--	--	--

学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令によ る中等学校	一年	七百五十三号告示第一第一号又は第二号に 掲げる科目	零年
	二年	七百五十三号告示第一第一号又は第二号に 掲げる科目。ただし、七百五十三号告示第 一第一号及び第二号中「二十単位」とある のは、「十五単位」とする。	一年
学校教育法による 中学校又は義務教 育学校	二年	七百五十三号告示第一第一号又は第二号に 掲げる科目。ただし、七百五十三号告示第 一第一号及び第二号中「二十単位」とある のは、「十単位」とする。	一年
	一年	七百五十三号告示第一第一号又は第二号に 掲げる科目。	二年

注 この表の第三欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の第一欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の第二欄に掲げる年数以上で、同表の第三欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の第四欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令によ る中等学校	一年	七百五十三号告示第一第一号又は第二号に 掲げる科目	零年
---	----	------------------------------	----

学校教育法による 中学校又は義務教 育学校			
	三年	七年	零年
	七十五十三号告示第一第一号又は第二号に掲げる科目	七十五十三号告示第一第一号又は第二号に掲げる科目。ただし、七十五十三号告示第一第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」とする。	七十五十三号告示第一第一号又は第二号に掲げる科目。ただし、七十五十三号告示第一第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十単位」とする。
	二年	一年	二年

注 この表の第三欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

4 法第二条第五項に規定する建築設備士

5 その他知事が法第十五条第一号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者